

病院、診療所など医療機関の事業主団体の皆さんへ

「労働時間等設定改善推進助成金」のご案内

～ 事業主団体傘下の医療機関が、長時間勤務や交代制勤務などの変則的な勤務環境の改善や、労働時間等の設定の改善※1などに意欲的に取り組む場合に団体への支援を行います ～



「若い人材、有能な人材が集まらない」
「雇った人がすぐ辞めてしまう」
「活力ある職場にしたい」

病院、診療所のこのようなお悩み、もしかしたら、社員の仕事と生活のバランスが崩れているのかもしれません。

働きやすい職場づくり、みんなで、はじめてみませんか？

※1 「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象団体

傘下の事業主全体の2分の1以上が、資本金・出資の額が5千万円以下か、常用労働者数が100人以下であり、労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成や啓発などの事業を効果的かつ適正に実施できる団体

助成内容

1. 支給対象となる事業

支給対象となる事業は、「労働時間等見直しガイドライン」※2に定められた、労働時間等の設定の改善のための取り組み事項について、傘下の事業主における取り組みを推進するために団体が行う、次のアからキの事業です。

☆ア	以下のイからキの事業実施に向けた方針策定等の事業	
☆イ	好事例の収集、普及啓発の事業	
ウ	セミナーの開催の事業	
☆エ	巡回指導等の事業	
オ	重点的な指導が必要な事業場に対する個別指導の事業	
カ	労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業	
キ	その他、労働時間等見直しガイドラインに定められた事項を推進するために必要と認められる事業	
	◆事業を円滑に実施するための中心的な役割を担う「労働時間等設定改善推進員」を団体に配置することができます。	

☆・・・必須の事業

※2 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）とは、事業主などが労働時間等の設定を改善するに当たって、適切に対処するために必要な事項を定めたものです。



厚生労働省・都道府県労働局

2. 取り組み事項と成果目標

団体は、傘下の事業主が実施する必須の取り組み事項のうち2つの成果目標を設定し、その目標の達成に向けて事業を実施します。

(1) 必須の取り組み事項

ア	実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置など)
★イ	年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
★ウ	所定外労働時間の削減
★エ	労働者の抱える多様な事情および業務の態様に対応した労働時間等の設定

★・・・いずれか1つは必須。

○ 成果目標(2つ)の設定

成果目標 の例	●団体傘下の事業主のうち、労働時間の改善に向けた労使による話し合いの場を設定した事業主の割合を2分の1以上とする
	●1構成事業主当たりの連続労働時間が最も長い医師又は看護師の連続労働時間を1時間以上低減させる

(2) 任意の取り組み事項

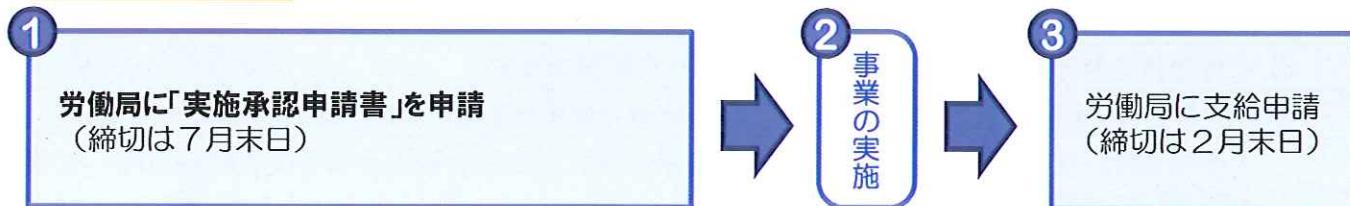
ア	年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
イ	所定外労働時間の削減
ウ	労働者の抱える多様な事情および業務の態様に対応した労働時間等の設定
エ	労働時間の管理の適正化
オ	ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用
カ	特に配慮を必要とする労働者についての取り組み <ul style="list-style-type: none">・特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者についての取り組み・子の養育または家族の介護を行う労働者についての取り組み・妊娠中及び出産後の女性労働者についての取り組み・単身赴任者についての取り組み・自発的な職業能力開発を図る労働者についての取り組み・地域活動等を行う労働者についての取り組み・その他特に配慮を必要とする労働者についての取り組み



3. 支給額 ~事業の実施に要した経費の一部を、目標達成の状況に応じて支給します

対象経費	助成額	成果目標の達成状況	補助率
謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額 (上限400万円) ×補助率	2つともに達成	3/3
		どちらか一方を達成	2/3
		どちらも未達成	1/3

利用の流れ



お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>